

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室[®])消費税 その30

適格請求書(インボイス)における消費税端数処理ルールについて

Q. 適格請求書(インボイス)における消費税端数処理ルールと記載例について教えてください。

A. 適格請求書の記載事項である消費税額等に一円未満の端数が生じる場合は、一の適格請求書につき、税率ごとに一回の端数処理を行う必要があります。(新消令70の10、インボイス通達3-12)

なお、切上げ、切捨て、四捨五入などの端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。

(注) 一つの適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、1円未満の端数処理を行い、その合計額を消費税額等として記載することは認められません。

「記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合」

現行の区分記載請求書では、消費税額が記載事項になっていないため、端数処理のルールは定められていない。一方、インボイスでは端数処理のルールが定められており、明細行ごとの端数処理等を行っている場合には、請求書等に係るシステム改修が必要となる。

【区分記載請求書】

請求書				
〇〇(株) 御中				〇年〇月〇日
				(株)△△
請求金額(税込み)		60,195円		
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	1,108
ピーマン ※	197	67	13,199	1,055
花	57	77	4,389	438
肥料	57	417	23,769	2,376
8%対象計			27,060	2,163
10%対象計			28,158	2,814

(注) 納税額(売上税額)は、総額から割り返して計算するため、上記の消費税額とは一致しない。この場合、実際の納税額は、例えば8%対象は、 $(27,060 + 2,163) \times 8/108 \approx 2,164$ となる。

【インボイス】

請求書				
〇〇(株) 御中				〇年〇月〇日
				(株)△△ (T123...)
請求金額(税込み)		60,197円		
※は軽減税率対象				
品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税額
トマト ※	83	167	13,861	(注) -
ピーマン ※	197	67	13,199	-
花	57	77	4,389	-
肥料	57	417	23,769	-
8%対象計			27,060	2,164
10%対象計			28,158	2,815

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えない。ただし、左図のように行ごとに計算した消費税額の合計額とは一致しないことに留意(8%対象: 2,163 ⇔ 2,164)。

(財務省資料)

(税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛 グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企业です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号